

## 大阪成蹊学園蹊友会支部及びOB会等運用規程

(支部及びOB会等設置の目的)

第1条 この規定は、大阪成蹊学園蹊友会（以下「本会」という）会則第15条に基づき、支部及びOB会等（以下「各会」という）の設置に関することを定める。

第2条 各会は、本会および学校法人大阪成蹊学園（以下「学園」という）の発展に寄与するとともに、各会会員相互の親睦を図ることを目的とする。

2 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした会は認めない。

(設置単位)

第3条 各会は次の単位により設置することができる。

- (1) 部活動、クラブOB会等
- (2) 一定の地域及びカテゴリー
- (3) その他各会として認められたもの

(会員)

第4条 各会の会員は、蹊友会会員であることを前提とする。

2 各会は、原則10名以上の会員をもって成立する。

(名称)

第5条 各会名称は、『大阪成蹊学園蹊友会』を使用し、『大阪成蹊学園蹊友会〇〇支部』『大阪成蹊学園蹊友会〇〇OB会』等とすることとする。

2 同一名称の申請があった場合は、設置を認められたものを優先し、同一名称は使用できないものとする。

3 便宜上、略称を用いることは差し支えない。

(役員)

第6条 各会に会長（以下「各会会長」という）を置き、各会会長は各会を代表する。

2 各会役員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 会計 1～2名
- (3) その他支部の運営に必要な役員

(会則)

第7条 各会は会則を制定する。

(各会の設置)

第8条 各会を設置するときは、大阪成蹊学園蹊友会会長（以下「蹊友会会長」という）

に次に掲げる書類を以って申請し、本会役員会の決議により承認する。

- (1) 設立申請書
- (2) 会則（案）
- (3) 役員名簿
- (4) 会員名簿

（総会）

第9条 各会は、定期的に総会を開催し、本会に報告しなければならない。

（各会活動報告）

第10条 各会は、次に掲げる事項について、本会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告及び計画に関する事項
- (2) 収支決算及び予算に関する事項
- (3) その他本会より要請のあった事項

（各会の廃止等）

第11条 本会は、各会の存続性が喪失したと認められる場合、または特別な事由が生じた場合は、役員会の決議により、その改組を勧告し、または廃止することができる。

（活動助成金）

第12条 本会は、各会に対して活動助成金を交付する。

- 2 活動助成金の申請は、各会会長が蹊友会会長に対し、文書により行うものとする。
- 3 活動助成金の金額は、別表の通りとする。
- 4 別表以外に活動支援助成を要する場合は、本会役員会の議を経て必要に応じ定める。
- 5 各会会長は、蹊友会会長に対し、活動助成金の会計報告を行わなければならない。
- 6 前項の会計報告には、証憑書類を添付するものとする。
- 7 各会は、交付された活動助成金を、他の目的に使用してはならない。
- 8 前項に違反したときは、各会は交付された活動助成金の全額を返還しなければならない。

別表

項目	備考
設立総会助成金	会場費等 1,000円×参加人数（上限 50,000円） 飲食費 1,000円×参加人数（上限 50,000円） 通信費…実費（上限 30,000円）
年間活動助成金	会合等運営補助費（飲食費含む）…1,000円×参加人数 （年間上限 50,000円） 通信費…実費（年間上限 30,000円）